

## 新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業

児童福祉施設及び  
障害福祉サービス施設・事業所のための

# 相談窓口

を開設しました！

感染防止対策は？  
清潔・不潔の区域分け？  
発熱者が出たら？

看護師が  
相談に応じ  
ます！



## 無料

相談施設の費用負担は  
ありません

**期 間** 2020年8月5日～2021年3月31日

**受付時間** 平日 9:00～17:00

**対応方法** 電話相談、来所相談（要予約）等  
**対 象** 愛知県内に所在する児童福祉施設及び  
障害福祉サービス施設・事業所等

感染拡大防止には、予防のための正しい知識が必要です。  
お気軽にご相談ください！

**相談窓口：公益社団法人 愛知県看護協会**

**TEL 090-1563-6688**

**所在地** 〒466-0054

名古屋市昭和区円上町26番18号



## 電話相談風景

経験豊富な看護師が細やかに対応しています



## 訪問相談風景

児童福祉施設で防護具の着用について行っています



相談窓口に寄せられた、新型コロナウイルス感染に関するQ & Aをまとめました。  
新しい情報や内容の変更等があれば、その都度更新しますので参考にしてください。

2020.9.28版

No	Q	A
1	利用者や職員が、発熱やコロナ様の症状がある場合はどのように対応したらいいですか？	登園・出勤せず、かかりつけ医を受診を勧めてください。自宅待機で様子観察し、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状がある場合や、発熱や咳など比較的軽い症状でも4日以上続く場合は、最寄りの保健所や帰国者・接触者相談センターに相談してください。
2	利用者や職員が発熱した場合、登園や出勤はどうしたらいいですか？	施設によって様々ですが、解熱後（解熱剤を使用せず）24時間から72時間の経過を見て出勤や登園の許可を出している施設が多いようです。発熱だけでなく、咳嗽や鼻汁などその他の症状もあわせて判断し、かかりつけ医の指示に従ってください。 <b>【参考】厚労省子ども家庭局子育て支援課：保育所における感染拡大防止のための留意点について（第2報）令和2年5月14日</b>
3	<b>利用者や職員がコロナ陽性者</b> になった場合は、どうしたらいいですか？	保健所から指導・助言がありますのでその指示に従ってください。 <b>【参考】陽性出たら…</b> 所轄の陽性者に連絡が入り、現在の体調、診断までの経過、周囲に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた方の有無、症状が出る2日前からの行動、会社や学校等への出勤・登校状況等の聞き取り調査が行われます。 症状の重い方や重症化する恐れの高い方は入院治療を、症状がない又は軽症な場合には宿泊施設、もしくは自宅での療養となります。 感染性のある時期（発症日の2日前から）に登園や出勤したことが確認された場合は、施設所在地の所轄保健所から施設に連絡があります。保健所からはコロナ陽性者の仕事内容、同僚等との接触の程度、体調不良者の有無、職場環境（座席の配置、換気状況、休憩室等の共有スペースの環境、周囲の感染対策）等についての聴取を受け、濃厚接触者の確認、健康観察や消毒方法等の指導を受けることになります。
4	<b>利用者や職員が濃厚接触者</b> になった場合は、どうしたらいいですか？	所轄の保健所から、連絡・指導・助言があるのでその指示に従ってください。 <b>【No. 3 参照】</b>
5	利用者や職員の <b>家族がコロナ陽性者</b> になった場合は、どうしたらいいですか？	所轄の保健所から、連絡・指導・助言があるのでその指示に従ってください。 <b>【No. 3 参照】</b>
6	利用者や職員の <b>家族が濃厚接触者</b> になった場合は、どうしたらいいですか？	管理者は、利用者や職員の家族(当事者)が保健所から受けた指導内容を確認してください。併せて、利用者や職員の健康観察を行い、発熱や他の症状がなければ登園や出勤に問題はありません。（地域や施設によっては出勤停止のこともあるので、従ってください） その家族（当該者）がコロナ陽性の場合も想定し、他の利用者や職員の健康観察も行うことが大切です。また、施設内の消毒は基準に沿って行ってください。

7	<p>利用者や職員からコロナ陽性者や濃厚接触者が出た場合の<b>情報開示</b>（保護者等への周知）は、どうしたらいいですか？</p>	<p>国の通知では、「利用者・職員がコロナ陽性になった場合は、父兄に周知する」となっています。陰性の場合は、「周知しない」が基本となりますが、周知する場合には、施設として差別をしない環境を整備し、職員や父兄の了解を得ることが必要です。〔愛知県子育て支援課〕</p> <p><b>【参考】厚労省子ども家庭局保育課：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&amp;Aについて（第6報） 令和2年6月6日現在</b></p>
8	<p><b>消毒方法</b>について教えてください。</p> <p>(1)次亜塩素酸水での机・手すりなどの清掃方法を教えてください。</p> <p>(2)送迎車の消毒は必要ですか？</p>	<p>(1)-①扉ノブなど、範囲が限られる場合は、噴霧後に拭き取ってください。</p> <p>(1)-②拭き取り範囲が広い場合は、噴霧ではなくバケツなどに消毒液を作り、雑巾全体を濡らして拭き、その後に水雑巾で拭き取ることをお勧めします。</p> <p>(1)-③雑巾で拭くときは、一方方向に拭いてください。また、一度拭いた面を使用しないようにしましょう。</p> <p>(2)車は飛沫接・接触感染の場になりやすいので、使用前後にアルコールによる拭き掃除をするようにしてください。</p> <p><b>【参考】厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」</b>  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html</a></p> <p><b>【参考】保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）P68</b></p> <p><b>【参考】新型コロナウイルス対策ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノの消毒をする場合の注意事項」</b></p>